

- 新型コロナ対策を踏まえ、国の指針に基づき、**新たな感染症危機に備えた感染症予防計画**を策定
 - ① **宿泊療養や自宅療養、検査、移送など幅広い施策**を規定し、**医療提供体制の整備に向けた目標**を設定
 - ② 予め、入院や発熱外来を担う**医療機関等と協定を締結**し、感染症の発生時、速やかに医療提供体制等を確保
流行初期医療確保措置(流行初期に、協定に基づき、入院や発熱外来を担った医療機関の減収を補填)の創設
 - ③ 保健所設置市、感染症指定医療機関、学識経験者、消防機関その他の関係機関等と平時から連携を図るとともに、感染症まん延時においては、必要な協議を行うために**感染症連携協議会を設置・開催**

感染症予防計画の新旧比較

項目	現行計画	新計画
1 感染症の発生の予防及びまん延の防止のための施策	○	○
2 医療を提供する体制の確保	○	○
3 情報の収集、調査及び研究	△	○
4 検査の実施体制・検査能力の向上	△	○
5 感染症の患者の移送体制の確保	△	○
6 宿泊施設の確保		○
7 宿泊療養・自宅療養体制の確保(医療に関する事項を除く) 注:市町との情報連携、高齢者施設等との連携を含む		○
8 県知事の指示・総合調整権限の発動要件		○
9 人材の養成及び資質の向上	△	○
10 保健所の体制整備		○
11 数値目標(協定締結医療機関の確保病床数や医療機関数など)		○
12 緊急時の感染症の発生の予防・まん延の防止、医療提供のための施策	○	○

※ 「○」=感染症法により義務付けられている項目、「△」=県の現行計画に記載のある項目